

会長	副会長	幹事長	局長	次長	主 幹	係長	主係

第19回神崎町・大河内町合併協議会会議録

開会日時 平成17年5月2日(月) 午前9時30分

場 所 神崎町ケーブルテレビネットワーク局舎

神崎町・大河内町合併協議会

神崎町・大河内町合併協議会委員名簿

神崎町選出

大河内町選出

区分	氏名	適用	出欠
1号委員	足立 理秋	町長	出
2号委員 3名	多田 昌	議員	出
	中塚 義之	〃	出
	奥野 恒夫	〃	出
3号委員 10名	高橋 勝洋	学識経験者	出
	竹國 洋子	〃	欠
	中山祐美子	〃	出
	井上 秀男	〃	出
	廣納 正	〃	出
	足立 高正	〃	出
	堀口 勝久	〃	欠
	尾上 徳美	〃	出
	藤原 鉄也	〃	欠
	松原 博興	〃	出
8条委員	前川 清寿	県会議員	出
	岡本 坦	中播磨県民局長	出

区分	氏名	適用	出欠
1号委員	上野 英一	町長	出
2号委員 3名	小寺 義裕	議員	出
	立石 富章	〃	出
	高内 直喜	〃	出
3号委員 10名	岩本 精介	学識経験者	出
	正城眞佐子	〃	出
	上垣 博	〃	出
	藤原 昇	〃	欠
	松山 陽子	〃	出
	藤原 安晴	〃	出
	日和 貞憲	〃	出
	生田 良昭	〃	出
	藤原 博一	〃	出
	立岩三代子	〃	出

会 議 録

会議の名称	神崎町・大河内町合併協議会	
開催日時	平成17年 5月 2日(月) 開会 9時31分 閉会 11時29分	
開催場所	神崎町ケーブルテレビネットワーク局舎	
議長氏名	小寺義裕	
出席者氏名	別紙「出席者名簿」のとおり	
欠席者氏名	別紙「欠席者名簿」のとおり	
会議事項	<p>1 報告</p> <p>報告第37号 廃置分合の申請について</p> <p>報告第38号 神崎町・大河内町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書について</p> <p>報告第39号 神崎町・大河内町合併協議会各規程の改正について</p> <p>報告第40号 平成17年度神崎町・大河内町合併協議会予算について</p> <p>2 協議</p> <p>協議第65号 町章の選定について</p>	<p>2 会議結果</p> <p>報 告</p> <p>報 告</p> <p>報 告</p> <p>報 告</p> <p>承 認</p>
会議の経過	別添のとおり	
会議資料	別添資料あり	
会 議 録 の 確 定		
確 定 年 月 日	署 名 押 印	
平成17年 5月 2日	署名委員 日 和 貞 憲 印 中 山 祐 美 子 印	

会 議 経 過

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
内藤（事務局長）	<p>それでは、おはようございます。</p> <p>本日、第19回の合併協議会をご案内申し上げました。委員の皆様方にはご多忙で、また農繁期で、また連休の合間ということで、いろいろご事情あったかと思いますが、お繰り合わせの上、ご出席賜りましてありがとうございます。</p> <p>神崎町・大河内町の合併協議会につきましては、これまで各委員さんを初めといたします関係者の精力的なご協議を賜りまして、3月29日に廃置分合の申請書を県の方へ提出することができました。しかしながら、ご承知おきのとおり、合併までには調整すべき事務事業がまだまだたくさんございます。この調整結果を合併協議会の皆様に、また報告する義務もございますので、神崎町・大河内町合併協議会につきましては、これまでと同様の運びでお願いしたいと思います。今後ともよろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、最初に当たりまして、小寺議長さんの方からごあいさつをいただきます。</p>
小寺（議長）	<p>どうも皆さん、おはようございます。</p> <p>ちょうどゴールデンウイークの谷間ということですが、非常に皆さんご予定のある中、早朝よりご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。</p> <p>ただいま事務局長からも説明がありましたように、これまで合併協議会第18回を開催をしてきたわけでございますけども、説明がありましたように、新町発足まで、いろいろ調整する事項等もたくさん残っております。その点につきまして、行政側で結論を得られましたものを再度またこの合併協議会の方でご報告等をしていただくというようなことも残っております関係もありまして、この合併協議会につきましては合併まで残すということに決定をいたしました。</p> <p>ということで、県の方に申請をしまして、今回が初めての合併協議会でございます。本日の議案等につきましては、特に皆さんに報告等が非常に多いわけでございますけども、最後に協議ということで、新町発足後の町章の選定について皆さんのご意見を本日はお伺いをいたしたいというように考えておりますので、ひとつご協力をお願いをいたしたいと思っております。</p> <p>また、本日、前川県会議員さん、岡本県民局長さん、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。</p> <p>それでは、合併協議会を開催をいたしたいと思っております。皆さんのご協力をお願いいたします。ありがとうございました。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
<p>内藤（事務局長）</p> <p>足立（会長）</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、足立会長からごあいさつを申し上げます。</p> <p>おはようございます。</p> <p>大変、1年を通じまして最も過ごしやすい好天、いい、好季節となつてまいりました。</p> <p>皆さん方には、連休ということでそれぞれに予定があったかと思ひますけれども、お繰り合わせご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。</p> <p>また、前川先生、また岡本県民局長様には、ご多繁の中をまげてご臨席を賜りましたことに対し、厚くお礼を申し上げたいと思ひます。</p> <p>さて、神崎町・大河内町合併協議会につきましては、委員の皆さん方に精力的にご協議をいただきまして、この結果を期した合併協定に基づきまして、3月11日に委員の皆さん立ち会ひのもとに合併調印に至つたところでございます。</p> <p>そして、3月29日には、上野町長さんともども廃置分合の申請を岡本県民局長さんに提出させていただきました。</p> <p>このことによりまして、2町合併の確立と合併特例法の一部改正の法律に基づく財政支援等が可能となつたわけでありまして。</p> <p>今後、兵庫県におかれましては、県議会への廃置分合議案の提出、総務大臣への届け出等を経まして、最後に県議会で条例改正の議決で新町誕生といったことになってまいります。</p> <p>本日は、この廃置分合の報告を初め、合併協議会の協議書及び規定の改正、また17年度専決予算の報告を申し上げまして、そして新しい町の町章の選定についてもご協議をいただくことといたしておりますので、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>また、合併協議会におきましては、合併までに調整する事項がたくさんございます。それぞれの課題に対し、今後も精いっぱい取り組んでまいり所存でございますので、今後とも委員さんの各位のご指導とご協力をお願ひ申し上げまして、初めに当たりお礼のごあいさつとさせていただきます。よろしくお願ひいたします。</p>
<p>内藤（事務局長）</p> <p>前川（顧問）</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、前川県会議員さんがご多忙のところご出席いただいておりますので、ごあいさつをお受けしたいと思ひます。</p> <p>皆さん、おはようございます。</p> <p>今、ちょっと足立町長からもございましたように、すばらしい季節になりました。「目に青葉 山ほととぎす 初ガツオ」と、そういう</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>言葉がぴったりかと思えます。特に、この神崎町・大河内町はすばらしい緑に包まれたところでございます。</p> <p>先般、大河内町の砥峰高原で山焼きがありました。非常にすばらしい火の祭典であったと私は思っております。もう、それも今芽が出てきておるんじゃないか、そういうふうに思います。</p> <p>振り返りますと、この合併協も、本当に両町の委員の皆さん方のご努力のもとに、やっところまでたどり着きました。足立町長からもございましたように、3月11日、井戸知事に出席していただいて、そして無事調印がなされたわけであります。</p> <p>今からも、まだ事務的なもんいろいろあると思いますけれども、まず小異を捨てて大同についていただく、そしてこの2つの町が一つとなって、よりすばらしい繁栄ができますように、残された協議会、一層お力添え、またご尽力を賜りますことを心から念じまして、今日のごあいさつにかえさせていただきます。どうも今日はご苦労さんでございます。</p>
内藤（事務局長）	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、ご多忙のところご出席いただいております県民局長の岡本局長さんの方から、ごあいさつをいただきます。</p>
岡本（顧問）	<p>皆さん、おはようございます。県民局長の岡本でございます。</p> <p>皆様方には日ごろから大変お世話になっております。ありがとうございます。</p> <p>この合併協議会、昨年2月に発足されまして、今回19回ということでございますが、これまでいろいろ困難な事柄、乗り越えられまして、常に建設的な立場から真摯な調整・協議をされまして、成果を積み上げてこられたところでございます。これまでの委員各位、そして事務局の方々の大変なご努力に対しまして深く敬意を表したいと存じます。</p> <p>先ほどお話もございましたが、去る3月29日に足立町長と上野町長から合併の申請書を受け取りまして、早速知事の方に届けておるところでございます。</p> <p>今後は、6月の県議会におきまして合併の議決をいただきまして、その後知事の合併処分決定を経まして総務大臣に提出するというところでございます。そして、7月の国会におきまして、告示がなされるということに、運びになっております。</p> <p>法的な手続については、順調に予定どおり進んでいるという状況でございます。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
内藤（事務局長）	<p>また、合併に際しまして、いろいろ県の条例等改正が必要になります。これにつきましては、9月の県議会に上程をする予定となっておりますのでございます。</p> <p>合併まであと半年ということでございます。合併までに、まだ細部にわたる調整等が残されていると思いますが、県といたしましても、円滑にこういった手続が進みますようにできる限りのご支援をさせていただきたいと思っております。</p> <p>皆様方におかれましても、新しい神河町の誕生、そして皆さんが作られました新町計画、これの実現に向けましてスムーズによいスタートが切れますよう、最後までご努力をお願いしたいというふうに思います。</p> <p>また、合併されまして新町スタート後は、目標に向かいまして両町の方々力を合わされましてすばらしいまちづくりが推進されますことを心よりご祈念申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。今日のご苦労さんでございます。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>本日の会議でございますが、藤原鉄也委員さん、それから竹國洋子委員さん、藤原昇委員さんから、それぞれ欠席の旨の連絡をお受けいたしております。なお、堀口勝久委員さんにつきましても、今は欠席のようでございます。</p> <p>以上、報告申し上げまして、議長、それでは進行をよろしく願いいたします。</p>
小寺（議長）	<p>それでは、会議を進めてまいりたいと思います。</p> <p>本日の出席の委員さんは28名中24名の出席をいただいておりますので、会議規則の定足数に達しております。よって、本日の会議は成立いたします。</p> <p>それでは、ただいまから第19回神崎町・大河内町合併協議会を開催いたします。</p> <p>本日の会議録署名委員に、日和貞憲委員と中山祐美子委員をそれぞれご指名いたしますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、議題に従いまして進めてまいります。</p> <p>なお、これまでと同様、議事録を作成いたします関係上、発言の際は町名とお名前をお願いいたします。</p> <p>今回は報告が4件提出されております。</p> <p>報告第37号廃置分合の申請につきまして、事務局の説明をお願いいたします。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
浅田（事務局）	<p>浅田次長。</p> <p>おはようございます。</p> <p>それではまず、報告第37号につきましてご報告申し上げます。</p> <p>お手元資料1ページをごらんいただきたいと思います。</p> <p>報告第37号廃置分合の申請について。</p> <p>廃置分合の申請について報告する。</p> <p>平成17年5月2日報告、神崎町・大河内町合併協議会会長足立理秋。</p> <p>先ほどごあいさつの中にもございましたように、去る3月8日に開催をいたしました新町建設計画の県承認を得まして、皆様方にもご報告、協議していただきましたすべての協議事項が終了したことにより、3月11日に大河内町のグリンデルホールにおきまして合併調印式がとり行われたところでございます。</p> <p>それを受けまして、神崎・大河内両町の議会におきまして廃置分合等の関連の合併議案が可決をされました。そして、その可決をいただき、3月29日に、先ほど県民局長様の方からごあいさつがございましたように、3月29日午後1時10分に県民局長室の方で、足立神崎町長、上野大河内町長の方から、廃置分合に係ります申請書類を提出をいただいたというところでございます。</p> <p>資料1枚おめくりいただきまして、2ページ、3ページが関連をいたします資料を添付した申請書のがみと、それから内容をつけております目次の一覧でございます。これらをすべてご提出いたしますのがいいと思うんですけれども、かなりの資料になりますので、他の合併協と同様に、こういった申請書の文面、そして目次の中身をつけさせていただいて、ご報告にかえさせていただいておるところでございます。</p> <p>主なものといしましては、目次の方で、第1に新町の名称、それから名称選定の理由、第2に新町の事務所の位置及びその選定の理由、第3に合併の予定年月日、第4に廃置分合を必要とする理由ということで6つの項目、そして第5に合併協定書、第6に新町の建設計画、第7に両町の議会の議決書及び会議録の写し、そして第8にはその議決をいただきまして協議をいたしました写し、そして第9には両町のさまざまな現況の表をつけさせていただいております。そして第10に、その他の参考資料といしまして5つ、当合併協議会の経過、そして各さまざまな規約等、そして組織図、委員名簿、両町にございます公的な施設の一覧表及び道路の関係の現況写真、そういった</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	<p>ものをつけさせていただいて、廃置分合の書類として県の方に提出をさせていただいたところでございます。</p> <p>そして、資料４ページの方をお開きいただきたいと思います。</p> <p>合併協定の調印後の廃置分合に係るスケジュールということで「（予定）」とさせていただいております。</p> <p>神崎町・大河内町、県、国という形で、大きく分けさせていただいておりますけれども、現在、県の方に申請をさせていただいております。６月、来月の兵庫県議会の方でこの廃置分合の議決をいただく予定にいたしております。</p> <p>そして、局長様の方から先ほどごあいさつありましたように、６月の中旬、事務的に私ども６月１４日の日というふうにお伺いをいたしておりますけれども、その日に合併の処分決定がなされるというところでございます。</p> <p>そして、その後、県の方から国の方に申請をいただき、７月ごろには総務大臣官報告示という形になるかと思います。それを受けまして、合併の本当の効力が発生をしてまいるという形になってくるところでございます。</p> <p>その後、県の方の議会におきまして、条例改正が県会の９月議会で行われまして、恐らく９月末か１０月上旬には議決をいただき、１１月７日、新町「神河町」が誕生するという、これから１１月７日までのスケジュールということで、こういう形になってまいります。</p> <p>以上、合併調印式以後の廃置分合申請等に係ります内容につきまして、ご報告を終わらせていただきます。以上でございます。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>ただいま事務局から、廃置分合の申請、また今後のスケジュール等についての報告がございました。</p> <p>報告のありましたことにつきまして何かございましたら、ご意見を伺いたしたいと思います。</p> <p>ありますか。どうぞ。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
小寺（議長）	<p>特にないようでございますので、報告第３７号を終わりました、次の報告第３８号神崎町・大河内町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書について、事務局の説明をお願いします。</p> <p>浅田次長。</p>
浅田（事務局）	<p>それでは、報告第３８号につきましてご報告申し上げます。</p> <p>神崎町・大河内町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>協議書について。</p> <p>神崎町・大河内町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更したので報告する。</p> <p>平成17年5月2日報告、神崎町・大河内町合併協議会会長足立理秋。</p> <p>この規約に関しまして、いろいろ協議をしましてあります。今回、特にこの17年4月1日よりまず職員の人事異動がございまして、その人事異動に伴います両町の規約に関する協議に一部変更が生じてまいりましたので、その手続を行いましたのでご報告をさせていただきますというところでございます。</p> <p>後ほどごあいさつをいただきますけれども、そちらに書いてありますように、まず大河内町の方で大きな異動がございました。大河内町の総務課長でございました三谷総務課長が合併協議会の参事という取扱いにさせていただいておるんですけれども、正式には大河内町の合併特命参事という形になりました。そして、吉岡主幹が、主幹兼計画係長として合併協におったんですけれども、大河内町の総務課の課長補佐ということで異動いたしました。そして、電算係長として谷総係長がその役をしておったんですけれども、これから新町の移転等の関係もございまして、電算というものをとりまして計画係長という肩書きにさせていただきました。それから、合併協で採用いたしておりました臨時職員の植野瑞穂さんですけれども、3月31日付をもって退職をいたしております。</p> <p>それらのことに伴いまして、次の2ページの方で変更をさせていただいておるところでございます。</p> <p>2ページが協議書でございまして、3ページ、4ページがその組織体制図の変更というところでございます。</p> <p>また、5ページの方では、合併協議会の組織体制図ということで、17年3月31日までと、6ページには、17年4月1日以降ということで掲げさせていただいております。</p> <p>特に大きな変更といたしましては、これまで合併協議会の方ですけれども、協議会の方では合併項目の協議、審議をさせていただいておりましたけれども、今後は合併協定項目等の報告、また確認といったことを中心に行っていただく予定をいたしております。</p> <p>それから、協議会の事務局につきましても、昨年9名体制をとっておりましたが、現時点におきましては8名というところでございます。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
三谷（参事）	<p>そして、幹事会の組織ですけれども、幹事会もこれまで協議会へのさまざまな提案事項でございます付議項目の協議・調整、そういったものを中心に行っておりましたが、今後は新町の、特に申し上げておりますBランク、協議会には提案をしないけれども、重要な項目のBランク、そういったものの事務事業の方針決定を特に行っていくといったことを中心にやってまいりたいというところでございます。</p> <p>以上、大きく変更になりましたものが職員の異動に伴います一部の協議書の変更についてでございます。</p> <p>失礼いたします。大河内町の三谷でございます。</p> <p>このたびの4月1日付の人事で、合併の特命参事ということで合併協の方の仕事をさせていただくことになりました。11月7日の神河町の誕生まであと六カ月余りという間でございます。そういう6カ月の間に事務的に処理をしなければならないこと、電算とか行政組織、また例規、それから予算、決算、これにつきましては事務的な量としまして膨大なものがございますので、その辺を精力的に調整をしましてスムーズに新町の誕生が迎えられるように頑張っていきたいと思っておりますので、皆さん方のご支援、ご指導をよろしくお願いしたいと思います。</p>
小寺（議長）	<p>ただいま浅田次長からと新しく合併事務局に入りました三谷参事からあいさつがございました。特に、委員の皆様方と密接に関係もございますので、今後ともひとつよろしくお願いいたしたいと思っております。</p> <p>それから、ただいま事務局から説明のありました報告第38号につきまして、質問等がございましたらお受けをいたしたいと思っておりますので、皆さんのご意見ございますか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
小寺（議長）	<p>特にないようですので、これで報告第38号は終わります。</p> <p>続きまして、報告第39号神崎町・大河内町合併協議会各規程の改正について、事務局の説明をお願いします。</p> <p>浅田次長。</p>
浅田（事務局）	<p>それでは、報告第39号神崎町・大河内町合併協議会各規程の改正についてでございます。</p> <p>神崎町・大河内町合併協議会各規程の改正について報告する。</p> <p>平成17年5月2日報告、神崎町・大河内町合併協議会会長足立理秋でございます。</p> <p>先ほどの人事関係等に伴います組織の一部の変更に伴います部会の設置要綱の改正が生じてまいります。そういったもので、事務局の関</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>連する規程が2本ございまして、それともう一点、平成17年4月1日以降、皆様方の関係にも直接つながるんですけども、報酬及び費用弁償、この規程が実は所在する町の、いわゆる大河内町の例によってこれまで支給をしてまいったところなんですけれども、後ほどご説明を申し上げますけれども、大河内町の方で、こういう特別職の皆様方並びに非常勤の各種の委員会の委員さんの報酬等の額の見直しがこの17年4月1日から改正をなされました。それらに伴います一部の規程が改正をされておりますので、ご報告申し上げたいと思います。</p> <p>まず、資料の2ページをおめくりいただきたいと思います。</p> <p>神崎町・大河内町合併協議会専門部会設置要綱の一部を改正する要綱ということでございます。</p> <p>専門部会の組織体制につきましては、変更前で9つの部会の組織、そしてそれぞれに分科会を組織をさせていただき、担当の事務事業を調整をしてまいったところでございます。今回、3月8日にご承認をいただきました新町建設計画のものを4ページの方で変更後ということで省かせていただいております。他の部会並びに分科会の項目につきましては、それぞれ新町発足までに調整する項目が多数残ってございますので、そのまま引き継ぎをさせていただいております。大きな変更は、新町建設計画をまず取り除いておるところでございます。</p> <p>それから、17年4月1日の人事異動によります専門部会の中の分科会の方で、一部担当の部会長並びに正・副分科会長の改正がございます。それが5ページ、6ページの方でございまして、特に大河内の方の異動に伴います変更が生じておりまして、6ページの方でございます。</p> <p>少し見にくいんですけども、太文字で書かせていただいておりますが、総務・企画の会長森本（大）と書いております、大河内町の総務課長が三谷課長から森本課長に変更になってございますので、三谷課長のそれぞれ正・副分科会のところに名前がございましたものが、森本課長に変更になっておるところでございます。そして、分科会の委員といたしまして、行政のところでは吉岡（大）という格好で合併協から大河内町総務課に戻りましたので、こちらの方に分科会の委員として入っておるところでございます。それから、地域情報化のところでは、村岡と入れておりますのが、こちらの方が大河内町の方で村岡課長が入ったところでございます。</p> <p>それから、2つ目の住民・健康・福祉の保健衛生の副の方と福祉の</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>正の分科会長のところで、谷口（大）と入れておりますが、谷口課長が本年3月31日で退職をされました大河内の仲川参事のあとを、後任としてこちらの方に入っていたいておるところでございます。</p> <p>それから、産業・建設の方で農業の関係で、副の方で石堂（大）と入れておりますのは、大河内町の方の谷口課長の異動に伴います後任ということで石堂課長補佐に入っていたいております。下の林業・水産業につきましても同様でございます。それから、農業関係の分科会委員に平岡（大）ということで、平岡係長に入っていたいております。それと、交通基盤の方の分科会長の方で村岡課長に入っていたいております。</p> <p>このあたりが、一部、職員の異動に伴います正・副分科会の組織が変更なされたことが1点ございます。</p> <p>それと、申しわけございません、教育の方で、社会教育のところで、これも17年3月31日で佐古守課長が退職をされましたので、河野教育課長に副分科会長として入っていたいております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>次に、7ページの方をごらんいただきたいと思います。</p> <p>17年3月末までの合併協議会の事務局から17年4月1日以降の合併協議会の事務局ということで、大幅な変更をしなければならない要因が生じてまいりましたので、両町長の会議等を含めまして事務局の一部を改正をさせていただいております。</p> <p>少し見にくい表になっておりますかもわかりませんが、ご説明をさせていただきたいと思っております。</p> <p>まず、これまで事務局の規程で、左側の方に改正前、右側の方に改正後と上げております。</p> <p>まず、担当する事務といたしまして、これまで特に協議会の関係に関することをやってまいりましたが、これからは協議会の関係の以外に合併の準備に関することも含まれてまいりますので、その項目を（5）というところで合併の準備に関することということを入れさせていただきました。</p> <p>そして、第3条では、先ほど人事異動に伴います関係で参事を職員等の中に入れさせていただきました。</p> <p>その参事が入りますことに伴いまして、第4条で、事務局の職務の一部を変更させていただいております。特に、参事の職務につきましては、「事務局長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う」ということで、事務局長の職務の補佐、また事務局長に事故あるときまたは</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>欠けたときの職務の代理というところでございます。これらにつきましては、これまで事務局次長がやっておりましたが、その職務を参事に回すという形になってございます。そして、事務局長につきましては、「事務局長及び参事の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う」ということで2つ、事務局内の連絡及び調整、係に属する職員の指揮監督というところで改正をさせていただいたところでございます。</p> <p>次に、8ページの方をごらんいただきたいと思います。</p> <p>8ページの方につきましては、表をつけてございます。</p> <p>合併協には、これまで3つの係ということで大きく分けておりました。1つには総務、2つ目には計画、3つには調整ということで上げておりました。それと、電算・情報係ということでございます。電算・情報係につきましては、これまでと同様の事務をやってまいるわけでございますけれども、その他につきましては一部変更が生じてございます。</p> <p>まず、総務係でございますけれども、これまでと違いますのは、2つ目に予算及び決算に関することということで、「決算」を入れさせていただきました。それから4つ目に、協議会等の会議に関することということで、「等」をつけさせていただいたところでございます。それから9つ目に、新たに入れさせていただきましたものが町章の選定に関すること。後ほどご協議いただきますけれども、町章選定を入れさせていただきました。それから10番目に、これも他の合併協でよく作られております新市、新町発足後の住民の皆様方にお配りをいたします「暮らしの便利帳」、そういったものの作成に関する事務を入れさせていただいております。</p> <p>それから、2点目の計画係ですけれども、こちらの方では、まず新町建設計画は策定が終わりましたので省かせていただき、まず1つに事務所の移転に関する事、これを入れさせていただいております。旧神崎町側から本庁舎の大河内町の方に移転をされることが中心になるんですけれども、そういった事務所移転、それから支庁舎の建設に関する事、これらを計画係の方につけ加えさせていただいております。</p> <p>それから、調整係につきましては、ほぼ、合併協に上げます重要な項目につきましては調整が終わっておりまして、これからその詳細について両町の職員が中心となって調整をしておりますけれども、そういった調整係の内容を変更させていただいております。大きな範囲で掲載をさせていただいております。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>1つ目に、事務事業の調整に関することということでございます。それから2つ目に、一部事務組合の、前のときは取扱いに関することということでしておりましたが、今回一部事務組合等の調整に関することということでございます。それから3点目に、公共的団体等の取扱いに関すること、それから4点目に例規整備の調整に関すること、そして5点目に職員団体との調整に関すること、そして6点目に報酬審議会等に準ずる第三者機関の設置等に関すること。新町発足までに、それぞれ新町発足後の新たな議員さんの報酬とかさまざまな各委員さんの報酬、そういったものを決めておく必要がございますので、そういった事前の特別職報酬審議会、これに準じた機関を設置をいたしまして、その中で検討をしておくというものを調整係の方で計画をさせていただいております。</p> <p>そして、9ページの方で、最後に附則の一部の改正をさせていただいております。</p> <p>これはその2で、改正後の第2条第5項の事務を執行するに当たって、幹事会の規程のところでございます。下に参考条文をつけておりますが、「幹事会は、協議会の会長の指示を受け、協議会に付議すべき事項等について協議または調整するものとする」というこの条文を一部読み替えて、「合併の準備事項」というふうに読み替えをさせていただいております。</p> <p>これが主な事務局規程の一部改正でございます。10ページ、11ページにその全文をつけさせていただいております。12ページも含めてでございます。</p> <p>次に、13ページですけれども、13ページの一部改正につきましては、委員等の報酬及び費用弁償に関する規程の一部を改正する規程でございます。</p> <p>先ほど申し上げましたように、大河内町の方で平成17年4月1日以降から各さまざまな委員さんの報酬の見直しが行われたところでございます。要約して申し上げますと、これまで合併協の皆様方にも日額8,500円、そして費用弁償といたしまして日額2,200円を支給させていただいておったところでございます。その額を一部改正をいたしておるところでございます。</p> <p>まず、第2条の方で、ただし書きのところからごらんいただきたいと思えます。</p> <p>「ただし、その職務または担当事務に従事した時間が1日につき4時間未満の場合は、日額の2分の1の額とする」ということで、1日</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	<p>の時間を割らせていただいたところでございます。8,500円の4時間未満の場合は2分の1、4,250円という形にさせていただいております。</p> <p>それから、第3条の方で、これまで費用弁償として日額「2,200円」支払いをしておいたものを「2,000円」という額にさせていただいたというところでございます。</p> <p>そして、第4条の方では、これまで所在町の職員等の旅費に関する条例等の規程はこれを適用しないといったことで、郡内の関係におきましても旅費日当を支給しておったんですけれども、厳密にはなかったんですけれども、そういう条文を残しておりましたが、今回そういったものも改正されておりますので、ただし書き以下につきましては合併協においても今後発生する予定がございませんので削除をさせていただいたというところでございます。</p> <p>15ページには、その改正後の規程ということで添付をさせていただいております。</p> <p>以上、事務的なものと、それから各委員さん方に直接影響してまいります規程等の改正、3本を行わせていただいたというところで報告を終わらせていただきます。以上です。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>事務局から説明がありました合併協議会の各規程の改正について、ご質問等がございましたらお受けをいたしたいと思っております。</p> <p>質問ございませんか。</p>
小寺（議長）	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>ご質問、特にないようですので、報告第39号を終わります。</p> <p>次に、平成17年度神崎町・大河内町合併協議会予算について、事務局の説明をお願いします。</p>
浅田（事務局）	<p>浅田次長。</p> <p>それでは、続きまして報告第40号平成17年度神崎町・大河内町合併協議会歳入歳出予算について。</p> <p>平成17年度神崎町・大河内町合併協議会歳入歳出予算について報告する。</p> <p>平成17年5月2日報告、神崎町・大河内町合併協議会会長足立理秋でございます。</p> <p>この合併協議会につきましては、去る3月8日の第18回の合併協議会におきましてもご報告をさせていただきましたように、他の合併協の例を参考にとりながら、やはり合併直前までこの協議会並びに事</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>務局等を残しながら、それまでに調整してきた項目をできるだけ合併協の方に報告をしていくといったこともされておりますので、当協議会につきましてもこのまま従来の法定合併協議会の中で、残しながら、存続をさせながら合併直前まで事務をやってまいるということで、ご承認をいただいておりますので、予算につきましてもこの合併協議会として両町にお願いをして存続をさせていくということになっておるところでございます。</p> <p>そして、時間的なものもございまして、皆様方にお諮りする時間、また両町の方に計上する時間等がございませんでしたので、過去にも申し上げましたように、この手法といたしまして専決といった処分行為がございまして、当合併協議会におきましても空白をあけるわけにはいきませんので、17年4月1日専決という形で処理をさせていただいておりますので、ご報告という形にかえさせていただきたいというふうに思っております。</p> <p>まず、資料の3ページをお開きいただきたいと思います。</p> <p>こちらに予算の条文として3条の条文を上げさせていただいております。</p> <p>まず、総額につきましては1,940万円と定めておるところでございます。</p> <p>そして、第2条の一時借入金ということで最高額を1,000万円と定めさせていただいております。これも恐らく一時借り入れ的なものはないと思いますが、一応万が一のときのために定めておるところでございます。</p> <p>そして、第3条では歳出予算の流用の条文を上げさせていただいております。</p> <p>それでは、資料少し飛びまして、その内訳につきましてご報告申し上げます。</p> <p>6ページの方をお開きいただきたいと思います。</p> <p>2歳入ということで、当協議会の歳入部門でございます。</p> <p>款、項、目ということで、まず1款の分担金及び負担金ということでございます。歳出に伴いますさまざまな合併まで現時点で予測でき得る歳出を計上し、そして繰越金等の財源を差し引いた額を調整しながら、私ども事務局の方で現時点で必要となる経費を両町にお願いをするということで、1,389万8,000円、その2分の1、均等割でございますけれども、694万9,000円ずつ負担金として予算を上げさせていただいております。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>そして、款の2つ目といたしまして繰越金ということで、16年度からの繰越金を550万円見込んでおるところでございます。16年度の決算の監査等がこの合併協議会に少し間に合いませんでしたので、それらにつきましては次回の合併協の方で、決算報告につきましてはご報告をさせていただく予定にいたしております。</p> <p>それから、款の3つ目、諸収入ということで預金利子につきましては科目設定の1,000円、2項の雑入につきましても科目設定の1,000円ということで、計1,940万円というところがございます。</p> <p>次に、7ページの歳出ですけれども、歳出のまず1款総務費でございます。その中の会議費でございます。本年度予算額150万7,000円でございます。この主な経費といたしましては、協議会の委員の皆様方への報酬57万4,000円、監査委員さんの報酬1万7,000円でございます。先ほどご報告申し上げましたように、協議会の委員等の皆様方につきましては、報酬等の額が2分の1に減るわけなんですけれども、その額と5回分を見込んでおるところでございます。監査につきましては2回を見込んでおります。それから、先ほど少しご報告申し上げましたけれども、特別職等の報酬の第三者機関を設けて、新町におけるさまざまな委員さんの額を決める委員会を設けるといふふうに申し上げましたけれども、その委員さんの謝礼といたしまして18万8,000円の額をここで見させていただいております。それから、9節の旅費では、先ほどの報酬と、準じて費用弁償を2,000円の委員さん分の5回分を見ておるところでございます。監査委員さんにつきましては2回分でございます。それから、需用費といたしまして20万円、それから委託料につきましては5回分の会議録の作成委託料ということでございます。</p> <p>2目の事務局費につきましては、357万8,000円の予算額を上げさせていただいております。これは16年度の項目とほぼ同様でございますが、額等につきましては精査をして見ておるところでございます。まず、職員の職員手当といたしまして時間外勤務手当100万円、9節の旅費では15万円、需用費といたしまして合併協の事務局に所属しますさまざまな事務等について45万円、役務費につきましても通信運搬費を中心とした経費で24万円、14節の使用料及び賃借料につきましては、合併協議会の車両のリース、また事務所の使用料、そして事務機器のリース料ということで、168万7,000円、18節の備品購入費では5万円というところがございます。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>それから、8ページの方で、これは新たに設けた目ですけれども、合併の準備費ということで1,180万円予算を組ませていただきました。</p> <p>まず、11節の需用費ということで、合併までにさまざまな準備をしなければならないものが恐らく発生をしまいくるので、特に合併協議会で対応できるものにつきましては合併協で対応していくということで、消耗品費100万円、印刷製本費100万円。例えば、例を申し上げますと、新町になりまして電算のいろんな印刷にかかります経費とか、そういったものが発生をしまいくると思いますので、そういったものを中心に約200万円計上させていただいております。</p> <p>それから、13節の委託料といたしまして980万円上げさせていただいております。大きなものといたしまして、新庁舎への移転のマネジメント、横文字になるんですけれども、神崎町側から大河内町に入ってきていただきますのに、現大河内庁舎の中のさまざまなレイアウト、そういったものを業務と同時並行しながらやらなければなりません。大多数の職員が神崎町側から大河内町に入ってきています。あわせて、さまざまなそういうコンピューター関係を、エラー発生が生じますので、そういったものをある程度専門的なコンサルタントにお願いをしていくということで、約600万円の経費の予算を上げさせていただいております。</p> <p>それから2つ目に、新庁舎への事務所の移転等に伴います作業の委託料といたしまして200万円上げさせていただいております。これまで神崎で所有しておりました文書関係、そういったものも特に重要なものは大河内町に置く必要がございますし、大河内町の内部にございます文書、こういったものも不要なものもたくさんあるかと思っております。そういったものも含めて、効率よく新町が発足できますように、そういう移転等の作業委託料といたしまして200万円上げさせていただいております。</p> <p>それから3つ目に、先ほど事務局の規程の一部改正で申し上げました新町の便利帳を作成することで、新しい町になった場合のさまざまな手続関係、またどこに行けばいいんだとか、そういうお知らせ的なものとか、いろんな住民の戸惑いの不安を少しでもぬぐい去るための一つの便利帳といったものを他の市町でも作成をされておりますので、それを作成する、当協議会で作成するということが180万円、両町の各世帯分ということで上げさせていただいております。この3つで980万円という、少し高額になるんですけれども、合併協議会の方で事務局としてやりたいというところでございます。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>これ以外に、合併までにはたくさんの経費が発生をしてまいると思っています。例えば、新町の公印とか封筒とか、いろんなものが出てまいるのですけれども、それはまた幹事町方式、今現在電算などは大河内町が幹事町という形で神崎町からご負担をしていただいて実施をしておるわけですが、そういう方式で補正予算等で対応される部分も恐らく出てこようかと思っておりますけれども、合併協の方では、こういった合併までに発生予測ができるもので合併協対応としてできるものについてはやっていきたいというふうに考えておるところでございます。</p> <p>それから、2款の事業費といたしまして245万円上げさせていただいております。</p> <p>まず1つ目が、後ほどご協議いただきます新町の町章を募集いたします。そして、選定をしていく中で、新町の名称と同様にやはり感謝を申し上げるといいますか、懸賞的な形で他の合併協に準じて賞金を出すといった形で、現時点では20万円の予算を置かせていただいております。それから、13節の委託料では、これまでどおり合併協で報告をされたこと、また決まったことにつきましては合併協だよりということで両町の皆様方にお知らせをしていくということで、180万円予算を置かせていただいております。それから、先ほどの町章の募集関係とセットになるんですけれども、この町章につきましてはいろんな会社とか団体でもあるんですけれども、マークの関係で類似しておる関係につきましては、特許、また著作権、そういった大変難しい問題がございます。特に、自治体のマークなどは商標権といったものは直接影響しない部分が多いんですけれども、やはりそういったものでも紛らわしい名前など、紛らわしい図案などになりますと、やはり裁判問題とかいろいろなまいますので、そういったものを避けるために専門的なところに調査を委託をされておるケースが大半でございますので、当協議会におきましても、後ほど協議をいただき、今後進めてまいりますこの町章のそういう類似調査につきまして予算措置をしておきたいということで、45万円置かせていただいております。これは一応一つの作品に約8万円かかるということで、最終段階の5作品程度の予算措置をさせていただいております。</p> <p>そして最後に、3款ということで予備費6万5,000円置かせていただいておりますということで、歳入歳出1,940万円の予算の専決をさせていただいたというところでございます。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
<p>小寺（議長）</p> <p>立石委員</p>	<p>以上です。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>ただいま説明のありました平成17年度の合併協議会の予算につきましては、大河内町では4月26日、神崎町では4月27日に、それぞれ臨時議会で可決をされておりまして、合併協議会では4月1日付で会長が専決されたものでございます。</p> <p>質問等がございましたらお受けいたしたいと思います。</p> <p>立石委員、どうぞ。</p> <p>大河内の立石です。</p> <p>どの報告の中でお尋ねしたらよかったんか、ちょっとあれなんですけど、最後、予算ということもありまして、今まで報告いただいたことを総括的に1点だけお尋ねをしておきたい。それともう一点は、これは全般を通じて意見を1点だけ申し述べたい、このように思います。</p> <p>まず、質疑なんですけど、3月末でもって知事申請がなされた。その後1カ月経過した。我々合併先進地を視察した結果、合併までの時間は何ぼあっても足らんのやと、こういう話聞いとんですね。したがって、24分類をした基本方針は、この合併協議会でかちっと決めて、あとはその具体的な取扱い、数字の当てはめをこれから作業として専門部会あるいは幹事会でやってもらわないかん。こういうことになっとんです。</p> <p>先ほど人事異動のこともございました。我々、やはり今事務レベルの話で法定合併協が済んで以降、どんなスケジュールで、現在どこまで作業が進捗してあるのか、このことがやっぱり一番気になる部分でございまして、いや、今から、5月から精力的に取り組んでいくのかとか、今後のスケジュールについて現状の進捗状況をちょっと聞かせていただきたいと思います。</p> <p>それともう一点、これは意見でございますが、予算にも出ておりますように、両町合併に伴う移転費用であるとか、整理の費用であるとか、相当金のかかることはわかるんですが、各自治体とも今までいろんな文書のファイリングシステムの見直しというのが取り組みをされとるわけなんですけれども、恐らく神崎・大河内両町ともこのファイリングシステムというのがまだ確立していないというふうに私は認識をいたしております。</p> <p>それと、やはり膨大な資料を紙で残すということは、非常にこれからの時代マッチしない。いわゆるペーパーレス化という、ファイリングの一つの方法として先進地では取り組んでおられると。ちょうどい</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
<p>小寺（議長） 浅田（事務局）</p>	<p>い機会ですから、合併までにせいとは、なかなか無理が多過ぎてできないのですが、合併を機会にひとつファイリングシステムのあり方というのは今後十分視野に入れて、頭の隅に置いた取り組みをしてもらったら、非常にうまくいくんじゃないかなと。合併が機会ですから、そういう取り組みも是非ひとつやってほしいなというのが私の意見の一つでございます。そういうことでひとつよろしく、コメントをいただきたいなと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>それじゃ、浅田次長。</p> <p>それでは、立石委員さんからのご質問に対してお答えしたいと思います。</p> <p>まず、廃置分合申請後の今日までの合併協の事務局を中心とした進め方といたしまして、ご存じのようにこれまで特に事務事業を中心にやってまいりました。その中で、皆さん方にも、特に新町発足までに調整するとか、新町発足後調整する、そういった項目が多く、去年の調整以降後、随時時間があれば調整をいただきたいということで、両町の課長さん方を中心に実施をしていただいております。</p> <p>そして、この4月末をもって、一たん、これまで検討項目になっておったことで決まったことについては、報告を下さいということで、まず事務局にご連絡をいただくようにいたしております。</p> <p>それと、次に重要な項目でございます事務事業とセットになっております例規関係ですけれども、これもやはり新町発足時には600本程度の大変多数の例規になるんですけれども、これらにつきましても両町で鋭意やっていただいておりますが、やはり専門的な知識が必要になってまいりますので、当然コンサル委託はしておるんですけれども、それ以外にもたくさん規則、要綱、いろんなものがございまして、これも4月に入りましてから両町のそれぞれこれまで例規関係に精通しておった職員1名ずつ出ていただきまして、合併協の事務局とあわせ週1回の例規プロジェクトといったものを立ち上げて、現在実施をさせていただいております。</p> <p>それとあわせまして、当協議会の場合、本年、予算、決算関係でかなりの財政関係で大きな負担といえますか、動きが発生をしております。その部分で、財政分科会の方で10月末の両町の打ち切り決算、11月からの暫定予算、あわせて17年度の本予算、そして18年度の新町の予算といったものがセットになってまいりますので、両町の一般会計を含める多くの特別会計の予算科目の調整、こういった</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
<p>小寺（議長） 足立（会長）</p>	<p>ものをこの4月じゅうに一定の方針を出したいということで進めておりますが、少し遅れておるとい状況でございます、5月に少しずれ込んでおるといところでございます。</p> <p>それと、やはり一番大きな項目が、これまで合併協でも報告をしてまいりましたように、新町発足時の事務組織に合わせた職員の事前内示といったものが発生をしてまいります。これらにつきましては、今後両町長を中心とした中で、まず新町の事務組織に合わせた幹部の1次内示を行い、その後にそれぞれ新町の職員の内示を行っていくという形でのスケジュールを現在考えておるところでございます。</p> <p>大まかには以上でございます。</p> <p>ファイリング関係の意見につきまして、会長の方より。</p> <p>まず、最初の質問の件でございますが、今後の推進、調整の推進等、決算等であるわけでありましたが、今日ご報告申し上げたのでは、若干事務局が逆に職員1名減員という状況がございます。事務局の方からは、何とか早急に事務局体制の強化を要望されておりまして、今検討を進めておるわけでありましたが、何とか努力させていただきたい、このように存じておるわけでありまして。</p> <p>ところで、貴重なご意見をちょうだいをいたしました。膨大な書類のいわゆるペーパーレス化でございますが、前も少しだけ触れたかもしれませんが、小野市の蓬萊市長さんでございますが、これはもう前からペーパーレスということ为前提として事務処理をやられておるといふうにお話を聞いております。そういった先例もございませんので、十分検討をさせていただきながら、ペーパーレス化に向けて努力していく必要があるであろう、このように存じております。</p> <p>病院におきまして、電子カルテの時代ということで、これが取り組みの研究を行っておるところでございますし、また文書の保存につきましてはマイクロフィルム化といった形で保存も既になされておる状況があるわけでございますので、貴重なご意見として十分検討してまいりたい、このようにお答えを申し上げます。</p>
<p>小寺（議長）</p>	<p>ほかにございませんか。</p>
<p>小寺（議長）</p>	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>ほかにないようでございますので、報告第40号平成17年度の合併協議会の予算につきましてはこれで終わりたいと思います。</p> <p>これで4件の報告事項が終わりました。</p> <p>協議事項に移るんですが、ここで休憩をとりたいと思います。</p> <p>再開は、この部屋の時計で10時55分といたします。</p>

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
<p>小寺（議長）</p> <p>浅田（事務局）</p>	<p>午前10時40分 休憩</p> <p>午前10時57分 再開</p> <p>それでは、ちょっとまだ時間1分ほどあるんですが、皆さんおそろいでございますので再開をいたしたいと思えます。</p> <p>それでは、協議事項に移ります。</p> <p>協議第65号町章の選定を議題といたします。</p> <p>事務局、説明をお願いいたします。</p> <p>それでは、合併協議会の方では既に協議としてご承認をいただいておりますので、これは内部の協議ということで、報告ではございませんので、こういう形でこれまで新町発足までに調整するといった項目について皆さん方にどうしてもお諮りしなければならない項目につきましては、こういった形で合併協の委員の皆様方に協議をし、一つの方向性、そういったものを見出していただくために協議という項目にさせていただいておりますので、ご了承いただきたいと思えます。</p> <p>協議第65号町章の選定について。</p> <p>町章の選定について提出する。</p> <p>平成17年5月2日提出、神崎町・大河内町合併協議会会長足立理秋でございます。</p> <p>新町「神河町」の町章の取扱いにつきましては、昨年6月13日、第5回の合併協議会におきまして次のように調整方針が出されておるところでございます。</p> <p>町章につきましては、合併時に定めるものとするということでございます。</p> <p>その調整方針の詳細につきましては、新町の町章については新町発足時から町の施設、町の旗、各種式典、各種証明書などの印刷物等を使用することにより住民意識の高揚、一体感の醸成が図れると共に、交流、情報発信において新町のシンボルとして対外的なPRにも役立つこととなることから、新町発足時に定めておくことが望ましいというところでございます。</p> <p>なお、町章の検討時期については、新町名が決定し、新町建設計画の策定により新しいまちの骨格が固まってからとすることが適当であるといった形での昨年6月の方針が出されておるところでございます。</p> <p>そして、この町章につきましては、各皆様方もご存じのように、それぞれの町のマークでございまして、現神崎町のマークですと神崎の「カ」をダイナミックにイメージしたものでございますし、一方大河</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>内は「大」という字を大きくイメージしたもので、現行に至っておりますのでございます。現在、各合併協議会におきましては、この市章、町章といったものにつきましては、別紙といえますが、2ページの方で少しその選定の一覧表をつけさせていただいておりますが、形態がいろいろ選定方法等で一部方法が違いますので、その辺を少し他の合併協議会で取り扱われたことを参考に、当協議会におきましても合併時までにはこの新町「神河町」の町章選定につきまして、皆様方から一つのご意見をいただき、進めてまいりたいというふうに考えておりますので、事務局といたしましては特に今後の取扱いについて具体的な案を持っておりませんので、本日、皆様方の方から忌憚のないご意見をいただき、それを参考に今後進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>まず、一覧表の方では、この隣の宍粟市、朝来市、それから淡路の淡路市、それから町では但馬の香美町、それからお隣の多可町、これを参考例にさせていただいております。宍粟、朝来、淡路、香美につきましては、本年17年4月1日にそれぞれ新市、新町として発足をいたしております。隣の多可町につきましては、私どもと似通った11月1日に合併をされる予定でございます。</p> <p>そして、公募期間はそれぞれさまざまでございます。合併までに公募をされておりますが、されて決められておるところと、それから朝来などは現在新市になってから市章の選定委員会を作られて協議されておるところもでございます。</p> <p>応募方法につきましては、ほぼ、どの合併協議会におきましても全国的にホームページ等を活用してPRをされる中で、全国的な応募が多い状況でございます。ただ、その応募される方法といたしましては、持参もしくは封書による郵送というものが大半でございます、メール等で応募されるというのは、なかなかこういう町章の関係上はプロ的な方が応募される方が多いようございまして、送り側のパソコンの関係と受け手のパソコン側でなかなかそういったずれが生じることがかなりあるみたいでございます。そういったところから、応募用紙に、原則郵送というところが多いようでございます。</p> <p>それから、賞でございますが、後ろにも多可、それから朝来の例をつけさせていただいておりますが、名称と違いまして、こちらの町章の方はやはり多くのデザインになってまいります関係もございまして、かなり高額のそういう懸賞といえますが、そういったものを出されております。最優秀には30万円を出されておるところ、また香</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>美、多可、町レベルでも20万円と、そして優秀賞はそれぞれ数点以内に3万円から5万円といった形での懸賞を、それぞれの作品に合わせて賞を出されております。</p> <p>それから、選定方法ですけれども、先ほど申し上げましたように、新市、新町発足までに決定をされておるところ、また現在協議をされておるところ、さまざまでございますが、大体のところはそれぞれ市、町の選定委員会、そういったものを作られて選考されておるところがございます。</p> <p>宍粟市などは、まず候補の選定委員会というものを作られて、そこで選考されて、最終的に市章の選定委員会、専門的な方を入れての委員会だと思いますけれども、そういった中で決定をされております。</p> <p>ここで、例えば100点応募があった中で最終何作品か、名称のときと同様に何作品か絞ったときに、それが他のいろんな会社、また団体が所有されておるロゴといいますか、マークと類似していないかといったことを調査するために、先ほど予算の中でご説明させていただきました調査をしていただくということが発生してまいらうかと思えます。したがって、少し時間がかかりますけれども、こういう選定委員会、そういったもので決定をされております。</p> <p>それから、公表の方法につきましては、合併協ホームページ、こういったものを活用されておるところでございます。</p> <p>3ページの方では、多可町のこのお隣の多可郡の3町、中町、加美町、八千代町の募集の要領、それから4ページにはそのデザインの応募用紙、そして5ページには多可町の町章の選定のスケジュール、こういったものを少し添付をさせていただいております。</p> <p>6ページには、朝来の関係でございますが、ほぼ他の合併協でされておる内容は同様でございますが、神崎・大河内の方でもこれらのものを参考にしながらたたき台を作り、今後、この新町発足までに町章の募集について行い、選定し、決定をしていきたいというふうに考えておりますが、その選定方法につきましては、合併協議会そのもので対応してまいるのか、また名称、建設計画のような小委員会、そういった中である程度絞り込んだものを行い、最終的には合併協議会の中で投票等の関係によって選定していくのか、そのあたりを少し合併協の委員さんの意見等をお聞かせいただきながら方針を決定していただければなというふうに考えておるところでございます。</p> <p>以上です。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	<p>どうもありがとうございます。</p> <p>私も、今日ここに出席をしまして、まず一番初めに、事務局に具体案は持っているのかということをお聞きしました。ところが、とりあえず合併協議会の委員さんのご意見を伺ってくれということでございますので、それならば一度聞かせていただくということになりますという話をしたわけですが、ちょっと待ってくれよ。</p> <p>ある程度の一つの考え方というの、事務局も簡単な持っているそうでございますので、浅田次長の方よりお願いします。</p>
浅田（事務局）	<p>ここに書けばよかったんですけども、一応合併協の委員の皆様方のご意見をまずお伺いしたいということが1点ございました。そして、先ほど立石委員さんの方から言われましたように、私どもといたしましては、これまでの中で新町名称・庁舎等の検討小委員会、第1小委員会と言われておりましたこの委員の皆様方で町章の方、委員会の規程を少し改正する必要が発生いたしますけれども、こちらの方に名称の選定委員会という形で、これまで同様、両町長にオブザーバーとして入っていただいて、ある程度詰めまで検討をいただければなという事務局内部での案は持っております。</p> <p>もしくは、その委員のメンバーにプラス専門的な方を入れた委員会にするのか、そういうレベルで少し腹案的なものは持っておったんですけども、合併協全体で協議するのは少し、先ほど言われたように時間的な問題、選定につきましてもなかなか難しい問題でございますので、最終候補までの絞り込みは従来の第1小委員会の委員の皆様方にお世話になればどうかという思いを持っております。</p> <p>以上です。</p>
小寺（議長）	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>ただいま事務局から説明がありましたように、町章の選定、また募集関係等につきましても、今までございました第1小委員会、新町名称・庁舎等の検討小委員会の中身のその小委員会をある程度組織がえをして、その中に、特に町章については非常に専門的なことでもありますので、できれば専門の委員さんをおの中に加えた中で検討をしていきたいというのが事務局の一つの考え方でございます。</p> <p>この考え方につきまして、委員の皆様方の中でご意見ございましたら、お受けをいたしたいと思っております。</p> <p>奥野委員、どうぞ。</p>
奥野委員	<p>神崎町の奥野でございます。</p> <p>今の議長なり事務局の方からありましたような第1小委員会です</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	<p>か、これの程度、程度と言うたら失礼だけど、10名程度の委員さんで小委員会あるいは策定委員会を作っていただくということが、私もいいんじゃないかなというふうに思うとったんじゃない。ちょうど、そういうふうにおっしゃったんで、専門的な面がありますので、その方を加えていただいて、ひとつお任せをしたらと私は思いますので。</p> <p>以上でございます。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>ほかにございませんか。</p>
松原委員	<p>松原委員、どうぞ。</p> <p>神崎町の松原です。</p> <p>今、大まかな話されていたんですけども、奥野さんの意見に賛成ですけども、専門の方が何人入られるかちょっとわからないんですけども、前の小委員会の10名か9名、1人欠席した9名だったんですけども、ちょっと少ないんじゃないかなという気はしておりますので、できれば、専門委員さん何人入るかわかりませんが、前の小委員会のような格好であれば、もう一、二名増やされた方がいいんじゃないかというふうに考えます。</p>
小寺（議長）	<p>どうぞ。</p> <p>ほかにございませんか。</p>
多田（副議長）	<p>どうぞ、副議長、どうぞ。</p> <p>神崎町の多田です。</p> <p>私、町章選定小委員会的なものを作っていただいて、募集要項まではそこで責任持ってやるということで、選定についてはその小委員会にプラス専門的な知識をお持ちの方に出していただいて、そういう方々の意見も聞きながら、決定していったらどうかなというふうに、初めから専門的な委員さんが必要なのかなというふうな思いもせんでもないんですけども。</p>
小寺（議長）	<p>ただいま皆様のご意見を伺っておりますので、今のところ事務局からの回答はもらうことにしておりません。皆様のご意見を伺っておりますので、ありましたらどうぞ。</p>
小寺（議長）	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>大体、もう意見ないようでございますしということで、今後の取組みについてでございますが、事務局が一つの案として持っておりました第1小委員会、新町名称・庁舎等の検討小委員会を、ある程度、目的等は今度変更になるわけですが、それを変更を行い、それから本日委員の皆様方からご意見がありましたものを参考に、事務局案として</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	<p>まとめて、最終的にはこの次の合併協議会等で報告をするというようにいたしたいと思いますが。</p> <p>今、事務局と相談をしたんですが、特にこの町章選定につきましては、第1小委員会を利用させていただいて、事務局として何とか行いたいということでございます。</p> <p>皆様のご意見もある程度そういうご意見の方がありましたので、第1小委員会を、特に設置目的等がある程度ちょっと変更をするわけでございますけども、それに基づいて選定の募集要項等を先に会議を開いて準備をいたしたいというふうに事務局は方針を考えております。</p> <p>ということで、本日につきましては、第1小委員会を利用してこの町章の募集等にかかわる委員会にしたいということで、皆様のご承認を求めたいと思いますので、この案につきましてひとつ賛成の方は挙手をお願いいたしたいと思います。</p> <p>〔賛成者挙手〕</p> <p>挙手全員であります。したがって、町章の募集、また選定等につきましては、従来の第1の新町名称・庁舎等検討小委員会の設置目的等を改正をいたしまして行いたいということに決定をいたしましたので、ひとつよろしく願いをいたしたいと思います。</p> <p>協議事項は今日は1件のみでございますので、町章の選定等については、本日皆様にご承認を願いました委員会等でひとつ今後進めてまいりたいと思います。</p> <p>次に、その他に移りたいと思います。</p>
浅田（事務局）	<p>それでは、その他ということで、2点ほどお知らせということでお聞きいただければと思います。</p> <p>まず、本年、両町合併いたしまして、11月7日に神河町になります。それで、まず今年両町とも50周年という大きな記念の年でございます。それで、両町それぞれ50周年という記念式典がそれぞれ行われるというふうに思っております。</p> <p>その期日等については定かではございませんが、それ以外に、まず閉町ということで町を閉じる式典、これらを50周年と合わすか合わせないかという問題もあるんですけども、現在、閉町式、町を閉じる式典を10月22日土曜日なんですけども、両町、午前・午後に分かれまして、来賓招待、そういった関係もございまして同日に行うということで、両町長ほか関係者の合意のもとで、10月は秋祭り、ま</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
<p>小寺（議長）</p> <p>小寺（議長）</p>	<p>た両町いろんなイベントがございますので、この日しかあいていないというところで、10月22日に町を閉じる式典ということで閉町式を予定させていただいております。</p> <p>それから、今度は実際の庁舎を閉じるという閉庁式なんですけれども、これにつきましては両町11月7日月曜日が今度開庁式という運びになりますので、土、日を挟みますので4日金曜日、この日にそれぞれ神崎・大河内の庁舎に掲げております町旗等をおろし、また簡単な式典を行うということで、時間はもう11月に入りますと早くに日が沈みますので4時という時間にしておりますが、このあたりは本当に予定ということで上げておりますので具体化しておりませんが、日にちは11月4日ということで、それぞれ現在の大河内・神崎の庁舎前で行われるというふうにひとつご認識をいただければというふうに思います。</p> <p>10月22日の閉町式の式典は、大河内は中央公民館、神崎も中央公民館の方で、それぞれ行われる予定でございます。</p> <p>それから、今回の廃置分合に伴います県下の合併状況ということでお知らせをさせていただいております。</p> <p>地図は事務局の方で作っていただいております、兵庫県下こういう状況になりまして、篠山市が合併をするまでは21の市と70の町、計91の市町がございました。それが、最終的に合併いたしますと、29の市、それと12の町になります。そういう形で大きく兵庫県の姿も変わってまいるところでございます。</p> <p>2ページ、3ページには、合併後の市町ということで書いてございますが、特にこの神崎・大河内の新町でございます神河町は兵庫県下で一番人口の少ない町になるということでございます。</p> <p>ということで、このあたりお知らせということで、ひとつご理解いただければと思います。</p> <p>以上でございます。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>その他で報告がございましたこれらの件で、特に何か委員さんの方でございましたら、お受けをいたしたいと思います。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>何もないようでございますので、それではこれで本日の会議は閉じたいと思います。</p> <p>委員の皆さんには、まだ合併まで特に引き続きお世話になりますけれども、ひとつよろしく願いをいたしたいと思います。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>前川県会議員さん並びに岡本県民局長さん、最後までご出席をいただきまして、まことにありがとうございました。今後とも、ひとつよろしく願いいたしたいと思います。</p> <p>それでは、本日の会議を閉じたいと思います。</p> <p>本日はどうもご苦労さんでございました。</p>